鳥取市国民健康保険の運営と保険料

問本庁舎保険年金課 № 0857-30-8222 ₩ 0857-20-3906、各総合支所市民福祉課 (№ 12 ページ)

■運営の現状

国民健康保険は、鳥取県と県内市町村が共同運 営し、本市においては医療費の適正化や保険料の 納付について加入者のみなさんのご協力をいただ き、安定した財政運営が続いています。

■保険料について

令和3年度の保険料は、医療分および介護納 付金分について引き下げをいたします。

また、税制改正に伴い、保険料軽減制度の判定 基準が変更となりました。

【保険料率比較表】

区分	保険料率	令和3年度	令和2年度
	所得割	6.1%	7.2%
医 療 分	均等割	20,900円	23,000円
	平等割	22,000円	24,600円
	所得割	2.7%	2.7%
後期高齢者 支援金分	均等割	9,200円	9,200円
Z 1/2 112 /3	平等割	9,000円	9,000円
	所得割	2.2%	2.4%
介 護 納 付 金 分	均等割	9,200円	9,400円
13 14 75	平等割	7,000円	7,000円

医療分:加入者全員が負担します。

後期高齢者支援金分:後期高齢者医療制度を支え るため、加入者全員が負担

します。

介護納付金分:40~64歳の加入者が負担します。 【賦課限度額】

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
賦課限度額	63 万円	19万円	17万円

【保険料軽減判定基準所得】

区分	基準所得 *1
7割 軽減	43 万円+10 万円×(給与所得者等*2の数-1)
5 割 軽減	43 万円+ 28.5 万円×(被保険者数) + 10 万円×(給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43 万円+ 52 万円×(被保険者数) + 10 万円×(給与所得者等の数 – 1)

- ※1 基準所得:世帯の国保加入者全員(擬制世帯 主を含む)の総所得金額等の合計
- ※2 給与所得者等:一定の給与所得者(給与収入 55 万円以上) と年金所得者(年金収入⇒65 歳未満:60万円以上、65歳以上:110万 円以上)
- 注:軽減判定により基準所得を下回る世帯につい て保険料(均等割・平等割)が軽減されます。 所得が判明していない場合は判定できません ので、所得の申告を必ずしましょう。

■保険料の算定方法

保険料は、所得割・均等割・平等割をそれぞれの 料率で計算し、合計額が年間の保険料となります。

所得割	被保険者の前年の総所得金額等から 43 万 円*1 を引いた額に、所得割率を乗じて算出	
均等割	被保険者1人あたりの額	
平等割	1 世帯あたりの額	

- ※ 1:前年の合計所得金額が2400万円を超える 場合は、控除額が少しずつ減り、2500万 円を超えると消失します。
- 注:年度途中で国保の資格を取得あるいは喪失し た場合は、月割りで計算します。この場合、 保険料は届出日からではなく、資格を所得・ 喪失した時点までさかのぼって計算しますの で、手続きは速やかに行ってください。

令和3年度広報モニター募集



市の広報や事業に関するインターネットアン ケート(年10回程度)のモニターを募集。 ※回答実績に応じて図書カード進呈

対象 18歳以上の市内居住者で、パソコン・ スマートフォンなどでメール受信、およ びインターネット上のアンケートに日本 語で回答できる人

募集人数 100 人

応募期限 4月23日(金)までに本市公式ホー ムページの専用フォームにてご応募く ださい。

※居住地域、年齢、性別などを考慮のうえ決定。 詳しくは、本市公式ホームページをご覧くださ ()

固定資産税について

問 本庁舎固定資産税課

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期 間 4月1日(木)~5月31日(月)

令和3年1月1日現在で所有する資産の評価額 が適正かどうかを、周辺の資産と比較することに より確認することができます。縦覧できるのは納 税者および同居の家族、納税管理人です。免税点 未満などの理由により、固定資産税が課されてい ない人は縦覧できません。

縦覧できる人	縦覧できる帳簿	
市内の土地の納税者	土地価格等縦覧帳簿 (土地の所在、地目、地積、価 格などを記載)	
市内の家屋の納税者	家屋価格等縦覧帳簿 (家屋の所在、構造、床面積、 価格などを記載)	

■固定資産課税台帳の閲覧

期 間 4月1日(木)~

令和3年1月1日現在で所有する資産の課税 内容を確認することができます。

閲覧できる人	対象固定資産
①納税義務のある人 とその同居の家族・ 納税管理人	納税義務のある 固定資産の全部
②借地・借家人など	使用または収益の対象 となる固定資産の部分
③土地・家屋などの 固定資産を処分す る権利を有する人 (破産管財人など)	該当する 固定資産の全部

※②、③の人は賃貸借契約書などをご提示ください。

と き いずれも8:30~17:15 (十・日・祝休日除く)

ところ 本庁舎 2 階税総合窓口(21 番窓口)、 各総合支所市民福祉課

※本人確認のため、運転免許証などをご提示くだ さい。代理人の場合は委任状が必要です。

★令和3年度納税通知書は5月1日ごろ発送予定



いっしょに住みよい地域を つくりましょう

自治会(町内会)は みなさんの参加を待っています

問 鳥取市自治連合会事務局

6 0857-20-0100 **9** 0857-20-0141

間本庁舎協働推進課

€ 0857-30-8176 € 0857-20-3919

自治会(町内会)では、同じ地域に住んでいる 人同士がさまざまな地域課題に取り組み、より住 みよい地域づくりを目指して活動しています。

「いざ」という時、普段からつながりのある自 治会が頼りになります。まずは自治会に加入して、 一緒に活動してみませんか。

【自治会は主に次のような活動をしています】

◆災害時に助け合える地域づくり

地震・水害・火災などに 対処するため、避難訓練 や防災活動を実施してい ます。

◆安心安全な地域づくり 防犯パトロールや、防犯 灯の維持管理をしています。

◆支えあう地域づくり

ひとり暮らしの高齢者の安否確認のための配食 サービスや子育で支援・健康づくりなどを行っ ています。

◆きれいな地域づくり

ごみの集積場所、公園の清掃、資源回収などの 活動をしています。

◆楽しく交流できる地域づくり

お祭りや運動会、納 涼祭などを開催し、 子どもから高齢者ま での世代間交流を 図っています。



◆身近な情報の提供

市からの情報や公民館だよりなど、生活に必要 な情報をお届けしています。

◆地区要望の取りまとめ

行政と連携し、道路や排水路の改修などの地域 課題について意見や要望を伝えています。

【自治会に加入するには】

お住まいの地域の自治会長(町内会長・区 長)にお問い合わせください。連絡先が分か らない場合は、ご近所の人か鳥取市自治連合 会事務局または協働推進課までお問い合わせ ください。